

特集《全国支部化（前編）》

# 東海支部の活動紹介

東海支部副支部長 村山 信義



## 要 約

東海支部の会員数は 536 名である。本年度は、支部委員会数は 12、支部役員数は 18 名、支部委員会委員総数は 145 名である。近畿支部について東海地域に支部が設立されたのは平成 9 年 1 月 31 日であり設立後 11 年が経過した。弁理士会において全国総支部化が実施され、他地域に設立された他支部の参考となる「支部モデル」としての役割が期待されるなど東海支部の 11 年間の活動は一定の評価を得たものと考えられる。

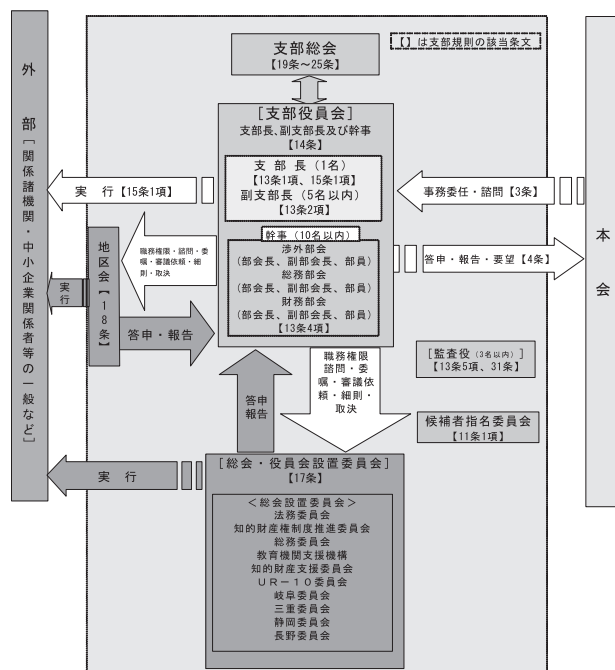
一方で、支部会員の増加、地域知財活動の活発化などに伴い、11 年間の間に支部組織・活動も大きく変化した。今までの活動で蓄積された支部の資産を活かしつつ、今後は、地域知財の方向性、弁理士会本会に対する位置づけを明確に把握し、支部活動のより一層の組織的・戦略的対応が望まれる。

## 1. 支部の現状構成

### (1) 会員数

東海支部の会員数は 536 名（平成 20 年 10 月 31 日現在）である。各県別の内訳は、愛知 377・岐阜 52・三重 11・静岡 56・長野 40 となっている。設立当時は約 200 名であったので、支部設立後 12 年目を迎えて 3 倍増に近づきつつある。

### (2) 組織構成及び委員会など



日本弁理士会東海支部組織図

支部役員は、支部長 1 名、副支部長 5 名以内、幹事 10 名以内、監査役 3 名の全 19 名以内で構成される。支部長の任期は 1 年である。副支部長はそれぞれ「渉外」「財務」「総務」などに分けて職務を担当し、支部役員会内の各部会の長も兼ねる。正副支部長会議は本年度は、年度前半はほぼ毎週、年度後半は隔週程度で開催されている。支部役員会は不定期に逐次開催されている。長野・静岡を含めて各県幹事の方は毎回遠方から名古屋まで来られるご苦勞をされている。支部総会は 6 月に定時支部総会、12 月には次年度役員承認について審議する臨時支部総会を開催することとなっている。ところで、他土業の総会・その後の懇親会に出席した会員がよく感じられることであるようだが、他土業と比較して支部総会の出席者数は非常に少ない。また、支部室職員は 3 名（うち派遣社員 1 名）体制となっている。

支部の委員会には、現状では、10 の支部総会承認設置委員会と、2 つの支部役員会承認設置委員会がある。委員会などの構成人員総数は平成 19 年度で 145 名となっている。「発明の日わくわくフェア」その他のイベント行事などの開催時には相当数の人員が必要となるが、委員外の「協力員」の協力を得ることで対応している。各委員会等の概要は以下のとおりである。

## 〔支部総会承認設置委員会〕

### ①総務委員会

支部会員への情報提供、支部地域における広報、原稿執筆、名古屋分室の管理等を行う。具体的な活動は、毎月の支部ニュース（電子メール形式）の企画・発行、支部HPの管理、地元経済新聞への原稿提供、支部会員名簿の作成・発行、支部危機管理体制の構築・危機管理マニュアルの見直し、年1回の支部活動の報告である「支部だより」の発行、支部支援員登録制度の検討、支部室及び支部室内書籍・備品の管理など、多方面に渡る。支部対内活動の中心となる委員会である。

### ②知的財産制度推進委員会

支部地域における知的財産権制度の推進・昂揚普及活動、対外的事業の企画・実行等を行う。「発明の日」「弁理士の日」における講演・イベント等の企画・実行を行っている。また、当支部地域において長年に渡って好評を博している「休日パテントセミナー」の中心的役割を担っている。委員は概ねいずれかのセミナー講師を担当し、イベントにおいては小学生などを相手に工作教室の指導員として活躍している。担当行事内容の性質上、休日に活動を行うことも多く委員への負担も大きい。行事参加者からの直接の反応が得られるため「やりがいがある」と感じる委員も少なくないようである。

### ③法務委員会

東海支部規則等の検討、支部会員の綱紀保持及び支部地域における弁理士法違反調査を行う。また、弁理士倫理の啓蒙を主目的として支部地域における新規登録者向けに「東海支部オリエンテーション」の企画・実行等も行っている。支部規則等の検討など複雑かつ正確性が要求される活動が大半を占める。そのためベテランの支部会員の割合が多い。

### ④教育機関支援機構

支部地域における教育機関への支援活動等を行っている。自治体等向けの支援活動とは区別された独自の活動を行う。教育機関への支援は自治体や企業向けの支援活動とは目的・内容が異なるものと考え、平成16年度に設置された。若手会員及び女性会員の割合が多い一方、教育支援に熱心なベテラン会員がリーダー的存在として活躍している。また、教育機関の支援に関する研究等も行っており、本年度はその成果を日本知財学会の知財教育分科会において発表した。

### ⑤知的財産支援委員会

支部地域における官公庁・中小ベンチャー企業の支援・講師派遣等を行っている。本委員会も、支援・講師派遣等を全般的に職務権限としていた従来の委員会から独立して平成17年度に設置された。近年その活動範囲が拡充されつつある。各種セミナー講師の派遣・研修企画などが中心的な活動であるが、セミナー用のテキスト資料などの整備、プレゼン研修など講師用研修の企画などの後方支援体制の充実や、他士業団体との連携など、地域知財活動の支援を目的とした活動領域が急激に拡大しているものと考えられる。

### ⑥UR-10委員会

支部地域における若年登録者の交流を主目的として平成17年度に設置された。当初は交流会などの企画・実行を主活動としていたが、近年は、知的財産制度推進委員会をサポートして「発明の日」イベント等の対外事業の企画・実行も担う委員会として期待されている。また、近年合格者のネットワーク作りをサポートする活動も行っている。ほとんどの委員が委員会活動未経験者であるが、イベント行事などの工作教室の指導やセミナー講師などを担当する際には、その積極性が大きな好感を持って受け入れられている。若年登録者が具体的な支部活動を理解し、または支部活動に初めて積極的に関与する際に活動し易い委員会として有用な役割も果たしている。

### ⑦各県委員会（岐阜県委員会 三重県委員会 静岡県委員会 長野県委員会）

各県委員会は、支部管轄5県のうち愛知県を除く4つの県に設置されており、各県域における会員の情報収集・伝達、公的機関等の支援等を行っている。近年の地域知財活動の活発化に伴い、各県域における「休日パテントセミナー」や「知財支援フォーラム（「やらまいか浜松」等）のセミナー・イベントの実施、他士業との交流・連携など各県委員会の活動が増加している。このため、県委員会の活動も、従来と比較すると、徐々に主体的・積極的なものの割合が増えている。今後は、支部役員会や他の委員会が、県委員会活動の後方支援に回る意義も重要となるものと考えられる。

### 〔支部役員会承認設置委員会〕

上記の支部総会承認設置の常設委員会に加えて、本年度は下記の二つの役員会承認設置委員会が設けられている。

### ①地域知財政策検討委員会

支部地域の域内知財政策についての関係機関に対する提言・調査等を行う。地域における知財関係諸機関・公的機関の知財活動が活発化しているため、これらの活動に東海支部が対応する際に、東海支部の「シンクタンク機関」として機能することを期待して設置された。本年度は「中部知的財産戦略推進計画」改訂作業の時期に当たっており、改定案に対する意見交換や、知的財産関連機関に対する適切な提言を目指して活動している。支部活動全般に渡る貴重な助言を得られる機会も多い。

### ②弁理士業務将来展望検討委員会

弁理士業務の将来展望に関する調査・研究を行う。弁理士業務の将来像について支部会員間で議論の端緒となることを期待して、本年度、支部の各委員会に対して「弁理士業務の将来展望」についての協議依頼を行った。これら各委員会の協議のとりまとめを行うことを主目的としている。本会の弁理士業務将来展望WGの説明会やシンポジウムと連携を取りながら活動中である。答えが簡単に出るテーマではないが、本会（東京）と離れており本テーマのような議論をすることが多くない支部において、関心を持ってもらうことが必要と考え、本年度新たに設置された。

### (3) 活動に参加している会員の割合と熱心度

支部設立当初は、県委員会を除くと、総務委員会、特許制度昂揚普及委員会（現「知的財産制度推進委員会」）、倫理違反者調査委員会（現「法務委員会」）の3つの委員会のみであった。その後、支部管轄地域における地域知財活動の活発化に対応して、委員会の数が順次増加し、これに伴い必要となる委員数も増加した。一時は、同じ支部会員が年度を変える毎に別の委員会の委員を担当するような、特定の支部会員に会務負担が集中する状況であった。

弁理士合格者数の増加に伴って支部会員も増加したが、近年はこれらの新規支部会員を中心とした若年登録者が支部会務に積極的に参加している。また、支部では数年前から委員の「公募制」「指名制」を取り入れている。「公募制」は本会委員会でも採用されているが、東海支部では支部長による「指名制」も行っている。東海支部では、本会委員会のように人気のある実務委員会などが設置されている訳ではないにもかかわらず、公募・指名ともに積極的に応じてくれる支部会員が多い。機会があれば支部会務に協力しようと考

えている支部会員は少なくないようである。また、委員会の委員ではないが、イベント行事などにおける「協力員」として協力を引き受けてくれる支部会員も多い。このように以前と比較すると、支部会務の集中的な負担はいくぶん解消されたように感じる。

一方で、副委員長クラス以上の役職になると引き受け手が少なくなり、毎年人選に苦しむことにはあまり変化が見られない。

## 2. 地域の特徴

### (1) 所管地域と風土

所管地域は愛知、岐阜、三重、静岡、長野の五県である。静岡を代表とする沿岸部は温暖な太平洋側気候、内陸部は寒暖差の激しい内陸性気候や降雪量の多い日本海側気候と大きく異なる。また、糸魚川静岡構造線を挟んで東側が関東圏、西側が中部・関西圏と、経済・文化面などで地域性が大きく異なっている。

### (2) 地域産業の特色と知財意識

当地域は、愛知県を中心として自動車産業などの「ものづくり」産業の集積地として発展している。一方で、岐阜県は、航空機産業、東濃西部の陶磁器製造業、関市などの刀剣類製造業、三重県は、緑茶・米などの農業、桧・杉などの林業、真珠・各種海産物などの水産業、静岡県は、緑茶・みかんなどの農業、カツオ・桜エビなどの漁業、伊豆・浜名湖などの観光業、長野県は、精密機械、日本酒・味噌の醸成、高原野菜栽培などの農業、観光業が盛んである。

以前は知財意識がそれほど高いとは言えなかった。しかしながら、国の知的財産施策とは別に、平成15年度には「あいち知的財産創造プラン」が、平成17年度には「中部知的財産戦略推進計画」が策定され、実施されているところである。また、平成19年度には、長野県、富士宮市が弁理士会と支援協定を締結した。近年、知財意識は急速に高まりつつある。

### (3) 地域の企業や大学などとの結びつきや交流

地域の特定の企業との交流は少ないが、地域内大学には、都度、知的財産教育プログラムに基づいた知財に関する講義・セミナーの講師や相談員を派遣している。派遣は、前述した支部「教育機関支援機構」内に設置されている「大学キャラバン隊」を母体として行われている。本年度は、岐阜大学、名古屋大学及び名古屋商科大学などを対象に、約20回程度の派遣が予定されている。



また、支部と直接関連するものではないが、中部地区研修部が主体となって、地元大学の教員を講師とした先端技術研修が逐次行われている。

### 3. 取り組んでいることとその成果

#### (1) 教育支援、知財知識普及活動の取り組み

##### ①教育支援

支部では、教育機関の支援を専門に行う「教育機関支援機構」が独立した委員会として設置されている。大学支援を目的にする前述の「大学キャラバン隊」とは別に、小中高等学校への教育支援を実施している。本年度は高等学校向けに約23回の知的財産講義を予定しているが、これ以外に、特に知財「電子紙芝居」を利用した小学校向けの出前授業の拡大に注力している。



岐阜大学における知財特別授業



愛知県蒲郡市立中央小学校における知的財産特別授業

##### ②知財知識普及活動

知財に関する一般市民講座として「休日パテントセミナー」を実施している。全10回開催される名古屋

会場のほか、岐阜、静岡(静岡市、浜松市の2会場開催)、長野、三重においても3～5回程度の開催回数で実施されている。また、愛知県・刈谷市との共催の形で刈谷会場においても別途実施されている。

これらの休日パテントセミナーは各会場とも非常に好評であり毎回盛況に開催されている。例年のテキスト作成などの講師の作業負担の軽減と、特に名古屋会場など開催年数の多い会場での講義テーマ・内容のマンネリ防止などが課題である。



休日パテントセミナー

また、毎年1月末に、「支部開設日記念：知的財産セミナー」と銘打って、主に研究者、技術者、中小企業経営者などを対象に500人収容規模の知財セミナーを開催している。その時々の特ピック的なテーマを選択し、弁理士会関係者、企業関係者、大学関係者、海外代理人などの様々な講師・パネラーを迎えている。参加者には非常に好評を博する中部地域でも有数の知的財産セミナーとして知られるまでに至ったのは、過去の東海支部の活動の大きな成果であると感じられる。本年度は、平成21年1月30日に、東海支部及び日本弁理士会と共催で、例年と比較しても大々的に開催する予定である。



支部開設日記念：知的財産セミナー

## (2) 地元企業や商工会議所との協力

地元商工会議所との協力体制は特に密に行われている。管轄各商工会議所などに対して「知財駆け込み寺事業」を始めとする実施事業への講師・相談員派遣を多数行っており、本年度は約30件弱の派遣を行う予定となっている。これらの派遣は「中小企業支援キャラバン隊」「商標キャラバン隊」などの一環として実施されている。また、発明くふう展などへの審査員・表彰員の派遣を年に5箇所程度行っている。なお、支部からの講師派遣の年間総数は約150件となっている。



玉城商工会議所における知財駆け込み寺事業—知的財産セミナー



名張商工会議所における産業財産権相談会

また、地元経済誌「中部経済新聞」へは、毎月、知的財産関連記事の提供を行っている。知的財産制度全般に渡る解説、東海支部のセミナー・イベント紹介など、地元に着した解りやすい記事が掲載される。それらの記事の一部は東海支部HPからの閲覧も可能となっている。

## (3) 自治体との協力

地元自治体の知財意識の急速な高まりに比例して、支部と自治体との協力体制も急速に構築されつつある。中部経産局、地元各県、各発明協会などから構成され、地域知財に関する政策協議などを行う「中部知的財産関連機関連絡会」、第2期中部知的財産戦略推進計画を策定中の「中部知的財産戦略本部」などに、支部から委員を派遣している。各関係機関の実施する事業の把握や支援体制の検討は、主にここで行われる。一方、東海支部からの対外的な提言もこのような会議への出席を機会に行われることが多い。

また、中部経産局、愛知県産業労働部、名古屋市市民経済局、発明協会愛知県支部、弁理士会東海支部から構成される「知的財産権関係5機関連絡会議」を定期的に開催し意見交換を行っている。

また、地域自治体主催の「発明の日わくわくフェア」などのイベント行事への協力、「休日パテントセミナー」など各自治体主催のセミナー・相談会への講師派遣など、個別自治体への協力は、依頼を受ける毎に逐次行っている。このような自治体主催のイベント・セミナーなどの案件は増加する一方であり、これら案件への協力には人員・時間ともに相当量が必要とされるが、特に若手会員の積極的な協力により現状では滞りなく実施されている。



発明の日わくわくフェア



一方で、本年度は名古屋税関から講師を迎えて「知的財産権の水際取締」をテーマに研修会を行うなど、支部から協力をお願いするケースもある。

なお、長野県及び富士宮市・富士宮商工会議所とは平成19年度に「知的財産支援協定」が締結されており、セミナー開催などにおいて協力体制が構築されている。また、本年度は浜松において日本弁理士会知財支援フォーラム「やらまいか浜松」が開催され、支部もこれに共催として参加した。



「やらまいか浜松」

(4) 発明相談

前述の通り、自治体や商工会議所などからの要請に対する相談員派遣を行っているが、支部室には「常設特許相談室」が設置されている。「常設特許相談室」は支部設立以前より設置されており、高齢会員、企業内会員などの例外を除いて、原則的には全ての支部会員の分担で運営されている。支部設立当初の頃までは一人当たり年に2,3回の担当が回ってくることもあったが、近年の支部会員の増加により年に1回程度の担当で足りるようになってきている。平成19年度実績では、登録相談担当弁理士数が284名、相談件数が546件となっている。相談件数は平成17年度以降減少傾向にある。

また、「弁理士の日」には全国一斉無料相談会として、愛知名古屋会場、愛知豊橋会場、岐阜会場、三重会場、静岡会場、長野会場において相談会が実施されている。名古屋会場においては、同日に「弁理士の日記念イベント」を開催しており、知財セミナー、インターネット検索体験などを実施し、最近では寸劇形式の知財セミナーも実施されている。



弁理士の日記念イベント：知財セミナー

(5) 地元他士業との交流、連携

地元弁護士会など約15団体の他士業などの総会及び懇親会などへ出席して地元他士業との交流を図っており、また、これらの他士業団体を支部総会後の懇親会に招待して交流を図っている。

また、自由業10団体から構成される「名古屋自由業団体連絡協議会」に参加しており、定例会議への出席のほか、「無料よろず相談会」に相談員を派遣している。また、当連絡協議会が例年企画する若年登録者の交流を目的とした「自由業フレッシュマンフォーラム10」に多数の支部会員が参加している。

岐阜県では、士業11団体から構成される「岐阜県士業連絡協議会」に参加しており、「新春何でも相談フェア」などに相談員を派遣している。

公認会計士協会東海会及び技術士会中部支部とは、意見交換会などを実施しているほか、互いの専門分野における知識を深めることを目的として共同研究会を開催している。



日本公認会計士協会東海会との共同研究会

## (6) 対内活動

支部会員向け対内活動の主なものとして各種フォーラム、新規登録者向け支部オリエンテーションを行っている。

例年、長野・静岡の支部会員との交流・意見交換を目的として「長野フォーラム」及び「静岡フォーラム」を実施している。内容は主に研修会及び意見交換会である。

また、支部地域における自主的な研修・研究会として年に数回「東海フォーラム」を実施している。研修所が企画・実行する研修とは別の観点から行うものであり、本年度は前述の「知的財産権の水際取締」のほかに、「プレゼンテーション研修」を2回、「若手会員の夕べ」（若手会員の交流を目的とした研修・交流会）、「審査実務研修」（元審査官の大学講師を迎えた実務研修）などを企画している。

また、例年、新規弁理士登録者のうち支部地域における登録者向けに「東海支部オリエンテーション」を企画し、支部組織の説明、支部活動についての啓蒙及び会員間交流を行っている。

## 4. 支部活動の現状と展望

東海支部の設立後、弁理士法改正や知的財産推進計画の策定・実施など、弁理士会・知財を取り巻く環境は大きく変化した。支部地域における知財に対する意識も特にここ数年で急激に向上した。

平成9年に東海支部が設立され、試行錯誤しながらも地域知財に対する着実な貢献を続ける中で支部に蓄積された経験が、近年の地域知財の急激な意識向上に対しても東海支部が十分に対応できている背景にある。その意味で、東海支部の設立は、今日のような地域知財の活性化を諸先輩が敏感に感じ取った結果、先見の明を持って適切な時期に行われたものと感じる。

近畿支部について東海地域に支部が設立されたのは平成9年1月31日であり、設立後11年が経過した。支部設立当初は支部会員数は約200名足らずと、近畿

支部、関東支部設立前の関東地区と比較すれば決して多い数ではなかったが、これが逆に、互いに顔を知り得る上限に近い人数の範囲で支部活動を有機的に拡充するという良い方向に働いてきた。その間、弁理士会において全国総支部化が実施され、他地域に設立された他支部の参考となる「支部モデル」としての役割が期待されるなど東海支部の11年間の活動は一定の評価を得たものとする。

一方で、支部会員数の飛躍的な増加、地域知財活動の予想以上の活発化などの内外の大きな環境変化に伴い、11年の間に支部組織・活動も大きく変化した。

地域知財においても弁理士会全体においても、支部の重要性は今後も高まると思われる。言い換えれば、支部設立後に劇的に変化した知財を取り巻く環境の変化は、地域知財や弁理士会本会という枠を越えて、支部活動に対しても解決すべき様々な新しい課題を提示して当然である。

ところで、支部地域において、支部は他士業における「単位会」のような組織であるものと外部から認識されることが多い。このため、地域と支部との間において、支部活動の範囲についての認識のズレが生ずることがある。例えば、支部は本会のような実務委員会を持っていないのであるが、外部はそうは見えていない。これが、地域におけるこの種の問題に対する支部の組織的対応を困難なものにしている。弁理士会本会に対する支部の役割がどのようなものであるべきなのか、実はその位置付けは、今までにあまり明確にされていない。少なくとも支部会員全体に共有されてはいない。支部には、地域及び弁理士会本会との関係における明確な活動基本方針が必要であるように思う。支部設立からほぼ毎年支部活動に関係しながら、今回副支部長の任を得て初めて実感する感覚である。

今までの支部活動で蓄積された資産を活かしつつ、今後は、地域知財の方向性、弁理士会本会に対する位置づけを明確に把握し、支部活動をより一層、組織的・戦略的に実施することが望ましいと考える。

(原稿受領 2008. 11. 26)